

審 査 基 準

平成27年3月26日作成

法 令 名	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律
根 拠 条 項	第7条第1項
処 分 の 概 要	オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	<p>オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号。以下「法」という。）第2条（定義）、第3条（給付金の支給）、第4条（遺族の範囲及び順位等）、第5条第1項（給付金の額）、第6条第1項、第2項及び第3項（裁定の申請）、第7条第2項（裁定等）、第8条第1項及び第3項（裁定のための調査等）、第12条（不正利得の徴収）、第13条（時効）及び第19条（不服申立と訴訟との関係）</p> <p>オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条（対象犯罪行為により残った障害）、第2条（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請）及び第4条（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支払の請求）</p>
審 査 基 準	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間	90日
申 請 先	鳥取県公安委員会
問 い 合 わ せ 先	警察本部警務部広報県民課 (電話 0857-23-0110)
備 考	

別紙

第1 給付金の支給手続

1 裁定の申請

(1) 裁定の申請者

給付金の支給対象者となる者が申請者となる（第2参照）。

(2) 添付書類の内容

(3)で述べる「添付書類の省略」の場合に該当しないかどうか確認し、これに該当しない場合に限り、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書（規則様式第1号。以下単に「申請書」という。）に次の内容の書類の添付を求める。

ア 死亡の事実等を証明する書類

規則第2条第2項第1号イの書類には、死亡診断書及び死体検案書以外に戸籍の謄本又は抄本その他の証明書がこれに該当する。

イ 障害の程度等を証明する書類

規則第2条第2項第2号に規定する医師又は歯科医師の診断書その他の書類には、

- 対象犯罪行為（法第2条第1項各号に掲げる犯罪行為をいう。以下同じ。）による負傷又は疾病の症状が固定したこと
- 負傷又は疾病の症状が固定した日
- 負傷又は疾病の症状が固定したときにおける身体上の障害の部位及び程度が記載されている必要がある。

ウ 傷病の程度等を証明する書類

規則第2条第2項第3号に規定する医師又は歯科医師の診断書その他の書類には、

- 対象犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日
- 負傷又は疾病の状態
- 負傷又は疾病が治癒した日

が記載されている必要がある。

エ やむを得ない理由を証明する書類

規則第2条第3項の書類には、医師又は歯科医師の診断書、オウム真理教犯罪被害者等及び法第3条第2項に規定する遺族の親族、友人、隣人等の申述書等がこれに該当する。(4)の期間を過ぎてなされる申請について、(5)で述べる特例の適用を受けようとする者に対し、提出を求める。

オ その他

次に掲げる書類については、公安委員会として当該事実を確認する必要があると認めるときに、法第8条第1項に基づき申請者に対し提出を求めるものとする。

- 死亡被害者（法第4条第1項に規定する死亡被害者をいう。以下同じ。）と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった事実を認めることができる書類。例えば、住民票の写し、死亡被害者又は申請者の親族、友人、隣人等の申述書等
- 第一順位遺族（法第4条第3項及び第4項の規定による第一順位の遺族をいう。以下同じ。）であることを証明することができる書類。例えば、上位の順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の

証明書

- 死亡被害者の死亡当時、死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類。例えば、住民票の写し、送金証明等

(3) 添付書類の省略

規則第2条第2項ただし書に規定する「法第8条第4項に規定する記録等その他の資料を用いる等により、公安委員会がその添付の必要がないと認めるとき」とは、法第9条第1項に基づき国家公安委員会が公務所等から提出を受けた被害者に係る資料であって、同条第2項に基づき公安委員会に提供したもの（以下「法第9条の資料」という。）により、申請者が主張する事実関係（被害の程度、当該被害と対象犯罪行為との因果関係等をいう。以下同じ。）を認定することができる場合をいう。

(4) 申請することができる期間

法第6条第2項により、法の施行の日から2年間であり、平成22年12月17日までである。

(5) 申請期間の特例

(4)の期間を経過した場合であっても、オウム真理教犯罪被害者等及び法第3条第2項に規定する遺族が当該申請をできなかったことにつき「やむを得ない理由」があるときは、その理由がやんだ日から6か月以内に限り申請をすることができる。申請期間の特例の適用に当たっては、申請者が申請期間を通じて意識不明の状態にあり、かつ、代理人による代理申請も望めない状態にあった場合など、申請期間の原則を一律に適用することがオウム真理教犯罪被害者等及び法第3条第2項に規定する遺族にとって酷であると考えられる真にやむを得ない特段の事情があったかどうかを個別具体的に判断する。

なお、6か月の起算点は、やむを得ない理由がやんだ日の翌日である。

2 裁定のための調査等

(1) 法第8条第1項の調査等

ア 法第8条第1項の調査等の対象となる者は、「申請者その他の関係人」であり、その他の関係人とは、オウム真理教犯罪被害者（対象犯罪行為により死亡した者、障害が残った者又は傷病を負った者をいう。以下同じ。）を診察した医師等、申請事案について直接又は間接に関係のある者をいう。

イ 申請者その他の関係人に報告をさせる場合は、報告書を提出させ、又は申述書を作成するものとする。

ウ 法第8条第1項の「文書その他の物件」とは、例えば、申請者とオウム真理教犯罪被害者との内縁関係を証明する手紙、日記、写真類等、申請者その他の関係人が所持しているもので、裁定を行うために必要であると認められるものである。これを提出させるに当たり、提出者の要求があるときは預かり証を交付するなどの措置を講ずる。また、裁定が終了し、給付金支払いまでの事務手続が完了した場合には、速やかに、提出させた物件を提出者に返還する。

エ 申請者その他の関係人に対する出頭命令及び医師の診断を受ける旨の命令は、文書により通知するものとする。

(2) 正当な理由

法第8条第3項の「正当な理由」とは、申請者の報告が黙秘権又は公務員の守秘義務に関わる場合、申請者が病気等のため出頭できない場合等、法第8条第1項の

調査等に応ずることができないやむを得ない理由をいう。

第2 給付金の支給対象者

給付金の支給対象者は、オウム真理教犯罪被害者等及び法第3条第2項の遺族である。

1 オウム真理教犯罪被害者等

(1) 対象犯罪行為により死亡した者の遺族

ア 遺族の範囲

対象犯罪行為により死亡した者の死亡の時ににおける配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のみが給付金の支給を受けることができる遺族とされている。

これらの遺族に該当するか否かは戸籍の記載によるが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者については戸籍上明らかでないので、第1の1(2)オで述べた資料を提出させることにより、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係の存在とその事実を成立させようとする当事者間の合意を確認する。

イ 第一順位遺族

アの遺族のうち、第一順位遺族のみが給付金の支給対象者となり、第一順位遺族以外の遺族からの申請に対しては、不支給裁定を行う。給付金の支給の裁定を受ける前に第一順位遺族（二人以上ある場合はその全員。以下この項において同じ。）が死亡した場合には、第二順位遺族（二人以上ある場合はその全員）が第一順位遺族に繰り上がる。

なお、遺族の立場にあったことを放棄すること等はできない（遺族順位の繰り上がりは、第一順位遺族の立場にある者が法第4条第4項に該当することとなった場合のほか、第一順位遺族の死亡の場合しか生じない。）。

ウ 第一順位遺族が二人以上いる場合

第一順位遺族が二人以上いる場合、法第4条第5項により、当該一人がした申請は全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした給付金の支給は全員に対してしたものとみなすこととされている。

この点、当該複数の遺族のうち誰が申請をするかにつき遺族間の調整がされていない場合、他の第一順位遺族の与り知らぬところで一人の遺族が全員分の給付金の支給を受け、他の第一順位遺族からの配分の求めに応じない等の事態を惹起しかねず、各遺族に対する円滑な給付金の支給に支障を及ぼすおそれがある。

よって、第一順位遺族が二人以上いる場合において、当該遺族のうちの一人から申請を受け付けた場合、当該申請をした遺族に対し、当該申請者が第一順位遺族全員のためその全額につき申請をし、全員分の給付金の支給を受けることにつき他の遺族から同意を得るよう促し、他の遺族から同意書の提出を受ける等により当該同意が得られたことにつき確認をとった上で裁定を行うこととする。

なお、当該同意が得られない場合には、各遺族に対する円滑な給付金の支給を行うための特別な措置として、当該申請者からの申請は当該申請者個人のためにしたものとし、他の遺族からもそれぞれの住所地を管轄する公安委員会において個別に申請を受け付けることとする（この場合、各遺族が受けることができる給付金の額は、当該遺族が対象犯罪行為により死亡した者の遺族である場合には法

第5条第1項第1号に規定する額を、法第3条第2項に規定する遺族である場合には法第5条第1項第2号又は第3号に規定する額を、それぞれ第一順位遺族の人数で除した額とする。)

(2) 対象犯罪行為により障害が残った者

給付金の支給裁定の申請をすることができる者は、障害（負傷又は疾病について現に治療を行っているか否かを問わず、その症状が固定したときにおける身体上の障害をいう。）が残ったことと対象犯罪行為に相当因果関係があり、かつ、当該障害が第4で述べる一定程度の障害に該当する者である。

(3) 対象犯罪行為により傷病を負った者

給付金の支給裁定の申請をすることができる者は、傷病（負傷又は疾病に係る身体の被害（死亡又は障害をもたらすこととなった負傷又は疾病に係るものを除く。）であって、その通院加療の期間が一日以上であったものをいう。以下同じ。）を負ったことと対象犯罪行為に相当因果関係がある者である。

2 法第3条第2項の遺族

1 (2)及び(3)に掲げる者が対象犯罪行為によらないで死亡したときにおけるその者の遺族のことをいう。遺族の範囲及び第一順位遺族については1 (1)の扱いに準じる。

第3 対象犯罪行為により死亡した者に係る給付金の支給裁定に係る審査要領

1 対象犯罪行為により死亡した者の認定

死亡と対象犯罪行為に相当因果関係がある者をいう。次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める方法により認定する。

(1) 法第9条の資料により死亡と対象犯罪行為に相当因果関係があると認定できる場合

対象犯罪行為により死亡した者であると認定する。

なお、この場合、規則第2条第2項ただし書を適用し、同項第1号イの書類の添付を省略する取扱いとする。

(2) 法第9条の資料のみでは死亡と対象犯罪行為に相当因果関係があると認定できない場合

この場合、申請者に別途資料の提出を求め、

ア 申請に係る被害者の死亡の事実

イ アの死亡原因が対象犯罪行為によるものであること（当該死亡の事実と対象犯罪行為との相当因果関係）

のすべてについて確認ができた場合、対象犯罪行為により死亡した者であると認定する。

2 遺族の順位の認定

第2の1 (1)により遺族であること及びその順位について認定を行う。

資料により申請者よりも上位の順位の遺族が存在することが推認される場合においては、

○ 第一順位遺族であることを示す資料

の提出を申請者に求め、当該資料により申請者が第一順位遺族であることが確認できない場合、不支給裁定を行う。

3 生計維持関係の認定

申請者と死亡被害者との間に生計維持関係があることを示す資料は、遺族の順位の

判定上必要がある場合にのみ求め、次の場合には求めない。

- (1) 死亡被害者の配偶者からの申請である場合
- (2) 死亡被害者の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹からの申請である場合であって、当該申請者から、
 - 死亡被害者の死亡の当時、死亡被害者に収入等が無かったことを示す資料
 - 死亡被害者の死亡の当時、死亡被害者に配偶者及び生計維持関係にある遺族が無かったことを示す資料のいずれかが提出され、確認できている場合

第4 対象犯罪行為により障害が残った者に係る給付金の支給裁定に係る審査要領

1 障害の要件等

障害の認定は、当該障害をもたらすこととなった負傷又は疾病について、現に治療を行っているか否かを問わず、その症状が固定したときに行う。障害をもたらすこととなった負傷又は疾病については、第5に準じて認定する。「症状が固定したとき」とは、負傷又は疾病が治ったとはいえないが、医学的にそれ以上の療養の効果が期待し得ないと判断されたときをいう。

2 認定要領

(1) 認定基準

障害等級に定める身体上の障害は、労働者災害補償保険制度及びこれに準拠する公務員災害補償制度における障害等級に定める障害と同様であり、当該障害の認定の基準についても、これらの制度における障害の認定の基準と同程度である。したがって、これらの制度による給付を受けている者に係る審査に当たっては、当該事情を参考にして障害等級等を判断する。

(2) 介護の必要性

規則第1条第1項第1号に規定する「常時又は随時介護を要する状態にあるもの」とは、

ア 障害等級の第1級第3号及び第4号に規定する身体上の障害

イ 障害等級の第2級第3号及び第4号に規定する身体上の障害

ウ ア及びイ以外の障害等級の第1級及び第2級に該当する身体上の障害のうち、ア又はイと同程度の介護を要する状態にあるもの

のことであり、ウに該当するか否かの判断に当たってはア又はイとの均衡に十分配慮し、必要に応じ資料の提出を申請者に求めた上で判断する。

なお、障害が二以上ある場合には、規則第1条第3項による。また、この場合における介護を要するか否かの判断については、複数の障害全体を一の障害と包括して要介護性を判断する。

(3) 同一の部位について既に身体上の障害があった場合の取扱い

対象犯罪行為により残った障害と同一の部位に既に身体上の障害があった場合には、法第8条第1項に基づき申請者に対して既存の身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類を求め、当該既存の身体上の障害の程度を十分勘案した上で、対象犯罪行為により残った障害の障害等級等を判断する。

第5 対象犯罪行為により傷病を負った者に係る給付金の支給裁定に係る審査要領

1 傷病の要件等

法は、傷病を通院加療の期間が1か月以上か否かにより、重傷病とそれ以外の傷病に分ける取扱いとしている。

傷病の要件である「通院加療の期間が1日以上」とは、対象犯罪行為により負った傷病の治癒までの間に一度以上通院し、かつ、治療を受けたことをいうものとして扱う。傷病を負ったことと対象犯罪行為との間に因果関係が認められない場合、病院に赴いたものの治療を施すほどの問題が認められず治療を施されなかった場合等はこれに含まれない。

2 認定要領

対象犯罪行為により傷病を負った者であることの認定については、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める方法により行うこととする。

(1) 法第9条の資料により通院加療期間が1日以上であると認定できる場合

この場合、対象犯罪行為により傷病を負った者であると認定し、規則第2条第2項ただし書を適用して同項第3号の書類の添付を省略する取扱いとする。

(2) 法第9条の資料により何らかの被害を受けた事実は認められるものの通院加療の事実が明らかでない場合

この場合、申請者から資料の提出を求め、対象犯罪行為により負った傷病の治療のため1日以上通院した事実が確認できる場合には、当該事実を認定する。

(3) 法第9条の資料により被害を受けた事実が明らかでない場合

この場合、申請者から資料の提出を求め、対象犯罪行為により傷病を負った事実及び当該傷病の治療のため1日以上通院した事実が確認できる場合には、当該事実を認定する。

3 重傷病とそれ以外の傷病の区分

法第5条第1項第3号イに規定する重傷病の要件である「通院加療の期間が1か月以上」とは、

① 治癒の日が通院開始日が属する月の翌月の応当日（応当日がない場合にあつては、通院開始日が属する月の翌月の末日）の前日以降の日であり、かつ、

② 通院開始日から治癒の日までの間（以下単に「通院加療期間」という。）の1か月以上の期間継続して治療を受けていたと認められる

ことをいう。

申請者から提出を受けた資料又は法第9条の資料に基づき、通院開始日及び治癒の日を認定し、上記の要件を満たすことが認められる場合は、重傷病として認定する。

なお、法第9条の資料では対象犯罪行為により負った傷病の治癒の日が認定できない場合には、申請者から別途資料が提出されない限り、当該資料上の最後に通院した日を治癒の日として通院加療期間を認定する。

第6 対象犯罪行為によらないで死亡した者に係る給付金の支給裁定に係る審査要領

遺族であることについては、第3の2及び3により認定する。また、申請に係る死亡被害者の区分に応じ、第4又は第5に準じた取扱いを行う。

第7 その他

1 不正利得

法第12条の「偽りその他の不正な手段」とは、詐欺罪その他の犯罪を構成する行為のほか、社会通念上不正行為と認められる行為をいう。具体的な行為の態様としては、公安委員会に提出するオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書に虚偽の事実を記載したり、公安委員会に偽りの報告をするなどの行為が想定される。その不正の手段は、給付金の支給を受けた者の行為に限られない。

給付金の「支給を受けた者」とは、偽りその他不正の手段により、現実には、かつ、直接に給付金の支給を受けた者をいう。

2 時効

給付金の支給を受ける権利は、2年間行わないときは時効により消滅するが、この消滅時効の起算日は、民法（明治29年法律第89号）第97条の到達主義及び民法第140条の初日不算入の原則の規定により、申請者がオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書を受け取った日の翌日とする。